

松川町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

松川町農業委員会

会長 松下敏章

第1 基本的な考え方

松川町では、農業従事者の高齢化、担い手不足が進み遊休農地の発生が懸念されている。活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

時 期	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
当初の現状 (平成29年3月)	1,250 ha	210 ha	16.8 %
現 況 (令和2年3月)	1,327 ha	214 ha	16.1 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,267 ha	187 ha	14.8 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員、関係者等の地区割による農地パトロール（利用状況調査）を実施し、その結果を基に農地の利用意向調査を行う。
なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。
- ② 利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた利用関係の調整と農地中間管理機構への貸し付け手続きを推進する。
- ③ 利用状況調査によりB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- ④ 住民1人1人が農ある暮らしで、健康な生活を目指すことで、将来的に遊休農地の解消、地域の農業を継続させる原動力とするため、環境保全型農業を推進する。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

時 期	管内の農地面積(A)	集約面積(B)	集約率(B/A)
当初の現状 (平成 29 年 3 月)	1,250 ha	257 ha	20.6 %
現 況 (令和 2 年 3 月)	1,327 ha	214.7ha	16.1 %
3年後の目標 (令和 5 年 3 月)	1,267 ha	253.4ha	20 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しを積極的に働きかけ、農業委員・推進委員も参加し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ② 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
町やJA等の関係機関との連携・情報の共有を図り取り組む。
- ③ 農業委員や推進委員の日常活動等により、農用地利用集積事業や農地中間管理事業の活動普及に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

時 期	個人 新規参入者数 (新規参入者耕作面積)	法人 新規参入者数 (新規参入者耕作面積)
平成 28 年度 新規参入数	2 件 (6 件) 1.7ha (5.3ha)	1 法人 (7 法人) 0.7 ha (26.07ha)
現 況 (累計) (令和 2 年 3 月)	4 件 (9 件) 2.9ha (7.1ha)	3 法人 (9 法人) 21.25 ha (20.97ha)
3年後の目標 (累計) (令和 5 年 3 月)	3 件 (12 件) 1.5ha (8.6ha)	2 法人 (11 法人) 1.5 ha (22.47ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 町やJA等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、賃借可能な農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整える。
- ② 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して積極的に企業の参入の推進を図る。
- ③ 農地法の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等の促進を図る。
- ④ 新規就農者の暮らしの安定を図るため、空き家情報を把握し、地域の皆さんとの連携により、所有者等に積極的に声をかけ、新規就農者との橋渡しを行う。